

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス〔<http://www.zenhokyo.gr.jp>〕

—今号の目次—

- ◆社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の解釈が明確化
～「地域における公益的な取組」通知が改正される…………… 1
- ◆配置基準等を満たさなくなった保育所等に対する指導監査の流れ等について、
あらためて留意事項が示される
～地方からの提案等に関する対応方針を踏まえて…………… 2
- ◆社会福祉充実計画の承認等に関する Q&A が追記される
～平成30年度から適用…………… 3
- ◆建築工事費デフレーター（建築総合指数）が改正される…………… 4

◆社会福祉法人による「地域における公益的な取組」 の解釈が明確化 ～「地域における公益的な取組」通知が改正される

平成30年1月23日、通知『社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について』（厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長）が発出されました。

「地域における公益的な取組」は、社会福祉法第24条第2項により、次の3つの要件のすべてを満たすことが必要とされています。

- ①社会福祉事業又は公益事業を行うに当たって提供される福祉サービスであること
- ②対象者が日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者であること
- ③無料又は低額な料金で提供されること

①については、原則として、「社会福祉を目的とする取組を指すもの」とされ、「地域ニーズを踏まえ、公費を受けずに、新たな社会福祉事業又は公益事業を実施する場合や既存の社会福祉事業等のサービス内容の充実を図る場合等がこの要件に該当するもの」です。

本通知では、ただし書きとして、「地域共生社会の実現に向けた地域づくりを進めていく観点からは、地域住民がそれぞれの立場から、地域社会に参加し、協働していくことが重

要であることから、行事の開催や環境美化活動、防犯活動など、取組内容が直接的に社会福祉に関連しない場合であっても、地域住民の参加や協働の場を創出することを通じて、地域住民相互のつながりの強化を図るなど、間接的に社会福祉の向上に資する取組であって、当該取組の効果が法人内部に留まらず地域にも及ぶものである限り、この要件に該当する。

また、ここでいう「福祉サービス」には、法人の定款に基づく事業として行われるものに限らず、月に1回の行事の開催など、必ずしも恒常的に行われない取組も含まれる。さらに、災害時に備えた福祉支援体制づくりや関係機関とのネットワーク構築に向けた取組など、福祉サービスの充実を図るための環境整備に資する取組も含まれる」と、その解釈を広げて示されました。

②の「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者」については、「現に支援を必要とする者のみならず、現在、支援を必要としない者であっても、将来的に支援を必要とする状態となった場合に適切に支援につながるができるような環境や状態を構築するという視点も重要」とし、「予防的な支援を行う取組も含まれる」とされました。

③の「無料又は低額な料金で提供されること」については、「国又は地方公共団体から全額の公費負担がある場合には、この要件に該当しないが、このような場合であっても、法人による資産等を活用した追加のサービスが行われていれば、この要件に該当する」ことが示されました。

また、「複数の法人で連携して行うことも差し支えない」とされるとともに、単に資金の拠出や建物等の貸し出しのみでは該当せず、「地域ニーズの把握から取組の企画、実施までの一連のプロセスに法人の役職員が実質的に関与することが必要」です。

さらに、定款上の位置付けについては、「恒常的に行われるものではない取組」に定款の変更は不要で、公益事業のうち、「規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業」も定款の変更は不要とされています。

詳細は、別添の NO.1 をご参照ください。

※厚生労働省トップページ> 政策について> 分野別の政策一覧> 福祉・介護> 生活保護・福祉一般> 社会福祉法人制度> 社会福祉法人制度改革について

(<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000191934.pdf>)

◆配置基準等を満たさなくなった保育所等に対する指導監査の流れ等について、あらためて留意事項が示される ～地方からの提案等に関する対応方針を踏まえて

平成 30 年 1 月 19 日、厚生労働省子ども家庭局保育課は、事務連絡『「平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた具体的な留意事項等について』を発出しました。

これは、平成 29 年 12 月 26 日に閣議決定された『平成 29 年の地方からの提案等に関する対応方針』において、「配置基準等を満たさなくなった事業所に対する監査指導の流れについて、改めて平成 29 年度中に周知する」とされたことから、これまでの考え方を整理して提示されたものです。

指導監査の方法について、平成 29 年度予算において巡回支援指導員の配置に係る事業が計上され、巡回支援指導員と指導監督部門との十分な連携を図ることは「指導監査の能率的な実施方法」や「弾力的な指導監査」に該当することから、この事業の活用により、適切な指導監査の実施につなげることとされています。

また「特別指導監査」について、事前に通知せずに監査を実施することが適切である場合の具体例が示されています。

そして、設備運営基準を下回っている場合等で、繰り返し是正措置を採るよう指示したにもかかわらず、なお改善がなされていないものについては「必要に応じて法令等に基づく処分を行うこと」とされており、その際の処分があらためて列挙されています。さまざまな理由で、やむをえず一時的に設備運営基準を下回っているような場合には、累次の指導監査や代替職員の派遣措置等を通じ、事態の改善の余地があるか見極めることとされています。

詳細は、別添の No. 2 をご参照ください。

資料は、内閣府ホームページに掲載されています。

※内閣府トップページ> 内閣府の政策> 子ども・子育て本部> 子ども・子育て支援新制度> 自治体向け情報> 事務連絡 (<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/office/index.html>)

◆社会福祉充実計画の承認等に関する Q&A が追記される ～平成 30 年度から適用

平成 30 年 1 月 23 日、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課は、事務連絡『「社会福祉充実計画の承認等に関する Q&A (vol. 3)」について』を発出しました。

これまでの Q&A に追記された項目には、社会福祉充実計画に記載すべき事業内容について、可能な限り具体的に記載されることが必要であり、①誰を対象にして、②どのような「サービスや給付等」を実施し、③それにより対象者がどのような利益を享受し、④それにどの程度のコストをかけることを予定しているのか、といった内容が明確に記載されている必要があると示されています【問 44】。その上で、社会福祉充実計画の承認について、具体的な事例をもとにした判断基準を明示しています【問 55】。事例の⑮には、「会計監査や内部統制向上支援、事務処理体制向上支援の実施」は、法人による事業運営の安定性の向上に資するものであり、結果的に利用者等も利益を享受できることから可、事例の⑯には、「第三者評価の受審」は利用者等に対するサービスの質の向上に資することから可とされています。

こうした判断基準等において不適法な内容や本来記載すべき内容が記載されていない場

合には、所轄庁は、以下の手順で、社会福祉充実計画を申請した社会福祉法人に対応することが示されました【問 81】。

- ① 不適法な理由を明らかにした上で、一定の期限までに申請内容の修正を指導
- ② ①の指導に従わない場合、申請に対する不承認を通知するとともに、一定の期限までに計画の再提出を指示
- ③ ②の指示に従わない場合、社会福祉法第 56 条の規定に基づき、改善勧告や改善命令、役員解職勧告等を順次実施

また、「地域公益事業」の実施にあたっては、地域協議会の意見聴取を行うこととされていますが、平成 29 年度に引き続き、平成 30 年度においても、①法人に設置される運営協議会において意見聴取を行うことや、②法人において住民座談会やサロン等を主催し、そこで意見聴取を行うことで代替が可能とされました【問 84】。

詳細は、別添の No. 3 をご参照ください。

※厚生労働省トップページ> 政策について> 分野別の政策一覧> 福祉・介護> 生活保護・福祉一般> 社会福祉法人制度> 社会福祉法人制度改革について

(<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000191933.pdf>)

◆建築工事費デフレーター（建築総合指数）が改正される

平成 30 年 1 月 23 日、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課は、通知『「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」に基づく別に定める単価等について』の一部改正について』を発出しました。

社会福祉充実残額（控除対象財産）の計算において、「将来の建替に必要な費用」を算定する際に必要な「建築単価等上昇率」の数値について、直近の統計等を踏まえて改正されています。平成 30 年 4 月 1 日から適用されます。

詳細は、別添の No. 4 をご参照ください。

※厚生労働省トップページ> 政策について> 分野別の政策一覧> 福祉・介護> 生活保護・福祉一般> 社会福祉法人制度> 社会福祉法人制度改革について

(<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/0000191932.pdf>)